

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

69期(2015/平成27年)

修習を振り返って

1 69期の修習スケジュールについて

69期の修習（69期A班）は、平成27年12月に和光の司法研修所で導入修習が行われ、平成28年1月から8月上旬まで実務修習、8月中旬から9月上旬にかけて再び司法研修所で集合修習、その後選択及びホームグラウンド修習を経て、11月に2回試験が行われるというスケジュールでした。

2 実務修習地について

私の実務修習地は東京都でした。先に合格した友人たちの話から地方修習にも興味がありましたが、就職活動や家庭の事情等を考慮し、出身地である東京都での修習を希望しました。

東京での実務修習は、修習前には都内で週5、週6でアルバイトをしていたので、勤務先が和光の司法研修所、裁判所、検察庁、そして修習先の法律事務所に変わっただけという感じで、修習前の生活（朝から職場に行って仕事をして、夕方仕事が終わったら家に帰る）と基本的に変わることはありませんでしたが、飲み会だけは確実に増えました。

3 修習の思い出

(1) 実務修習の思い出

導入修習後、民裁修習、弁護修習、刑裁修習、検察修習の順に実務修習を行いました。

最初の民裁修習では、まだ修習に慣れず、裁判官から与えられた課題をこなすだけで必死でしたが、弁護修習、刑裁修習と修習が進むにつれて、ずうずうしく指導担当の弁護士や裁判官に対して、いろいろ質問をしました。

その中でも、私の中で印象に残っている質問は、刑



会員 川端 実 (69期)

裁修習時に質問した「刑事事件において贖罪寄付をさせたら、裁判官はどの程度それを量刑に考慮するのか」です。裁判官や事件の内容によっても異なることは重々承知ですが、裁判官の皆さんがどのように考えるのかを知ることができてとても有意義な修習生活を送ることができたと思っています。

(2) 40歳代修習生のLINEグループ

私は、旧司法試験から勉強を始め、ロースクールを経て、新司法試験でようやく合格したいわゆるベテラン受験生でした。そのため、就職活動で苦労することが予想されました。また、ロースクール卒業後もすんなり新司法試験に合格できませんでしたので、ロースクール時代の同級生というネットワークもありませんでした。

そのため、大学サークルの先輩であり、同期の修習生になった友人の発案で、同年代の修習生とLINEグループを作り、情報交換をすることにしました。最終的には人数が増えすぎて収拾がつかなくなりましたが、このLINEグループには東京、さいたま、横浜を実務修習地とする同世代の修習生が多く参加してくれ、同世代ならではの情報交換ができました。このグループで知り合った一部の方とはいまでも情報交換を行い、良い関係を続けています。

4 最後に

今回、修習生時代を振り返る機会をいただき、改めて本当にいろいろな方々にお世話になったなということを再認識しました。お世話になった方々への感謝の念に堪えません。お世話になった方々へ恩返しができるよう、今後も一層の努力を積み重ね、恥ずかしくない弁護士となれるよう頑張りたいと思います。